

## 出荷制限指示後の管理の考え方（茶）

茶の出荷管理については、関係市町等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講ずる。

### 1 制限区域の市町からの出荷管理

#### 1)出荷者対策

県は、鹿沼市及び大田原市における生産者が一切の出荷を行わないよう、市を通じて文書により周知する。

また、市及び県関係機関の各種業務活動を通じて出荷制限の徹底を図る。

#### 2)流通対策

県のホームページにおいて茶の出荷制限に関する情報を掲載し広く周知する。

また、市内の製茶業者や商工団体等に対し、出荷制限が指示された市産の茶を扱わないこと、産地の市町名を確認の上適切な表示により流通させることを要請するとともに、市及び県関係機関等による指導を行う。

### 2 制限区域外の市町からの出荷への対応

出荷制限が指示された市以外の県内市町から産出される茶については、生産者及び製茶業者に対し、入出荷記録・販売記録の保存等により、出荷先を常に捕捉可能な体制の確保を求める。